

山口県本人確認情報保護審議会

参考資料

【参考資料目次】

資料番号	頁
1 住民基本台帳法（抜粋）	1
2 山口県本人確認情報保護審議会条例	11
3 住民基本台帳法（審議会関連部分のみ抜粋）	13
4 住民基本台帳法施行細則	15
5 山口県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱（抜粋）	20
6 住民基本台帳ネットワークシステム・山口県ネットワーク緊急時対応計画（抜粋）	28

○住民基本台帳法

(昭和四十二年七月二十五日)
法律 第八十一号

(住民票の記載事項)

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載(前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)をする。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 男女の別
- 四 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 五 戸籍の表示。ただし、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨
- 六 住民となつた年月日
- 七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
- 八 新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日(職権で住民票の記載をした者については、その年月日)及び従前の住所
- 九 選挙人名簿に登録された者については、その旨

第十号から第十二号まで略

十三 住民票コード(番号、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)

第十四号略

(都道府県知事への通知)

第三十条の五 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項(同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報(住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項(住民票の消除を行つた場合には、当該住民票に記載されていゝたこれらの事項)並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を都道府県知事に通知するものとする。

(都道府県知事の事務)

第三十条の七 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長(ことに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする)。

2 都道府県知事は、前項の規定による住民票コードの指定を行う場合には、総務省令で定めるところにより、あらかじめ他の都道府県知事と協議し、市町村長に対して指定する住民票コードが当該指定前に当該都道府県知事若しくは他の都道府県知事が指定した住民票コード又は他の都道府県知事が指定しようとする住民票コードと重複しないよう調整を図るものとする。(第一項・二項施行済)

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報(第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。)を提供するものとする。

4 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関(以下この項及び第三十条の十第一項第四号において「区域内の市町村の執行機関」という。)に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

- 一 区域内の市町村の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 二 区域内の市町村の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 三 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関(以下この項及び第三十条の十第一項第五号において「他の都道府県の執行機関」という。)に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

- 一 他の都道府県の執行機関であつて別表第三の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 二 他の都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。
- 三 他の都道府県の都道府県知事から第十項に規定する事務の処理に関し求めがあつたとき。

6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号又は第三号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関（以下この項及び第三十条の十第一項第六号において「他の都道府県の区域内の市町村の執行機関」という。）に対し、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。

一 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

三 当該他の都道府県の都道府県知事を経て当該他の都道府県の区域内の市町村の市町村長から住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

7 第五項の規定による本人確認情報の同項第三号に規定する他の都道府県の都道府県知事への提供は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である他の都道府県の都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

8 都道府県知事（第三十条の十第三項に規定する委任都道府県知事を除く。）は、毎年少なくとも一回、第三項の規定による本人確認情報の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

9 都道府県知事は、第三十条の五第二項の規定による電気通信回線を通じて本人確認情報の送信その他この章に規定する市町村の事務の処理に関し、当該都道府県の区域内の市町村相互間における必要な連絡調整を行うものとする。

10 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、市町村長に対し、必要な協力を求めるものとする。〔第三項から十項、三年内政令日〕

（都道府県における本人確認情報の利用）

第三十条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保存期間に係る本人確認情報を利用することができる。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するときは。

二 条例で定める事務を遂行するときは。

三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。

四 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報を提供するものとする。〔三年内政令日〕

（指定情報処理機関への通知等）
第三十条の十一 委任都道府県知事は、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、指定情報処理機関に通知するものとする。

第二項から第五項まで略

6 指定情報処理機関は、毎年少なくとも一回、前条第一項の規定により当該指定情報処理機関が行う第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(役職員等の秘密保持義務等)
第三十条の十七 指定情報処理機関の役員若しくは職員(本人確認情報保護委員会の委員を含む。第三項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、本人確認情報処理事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 指定情報処理機関から第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等(電子計算機処理又はせん孔業務その他の情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。)の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 本人確認情報処理事務等に従事する指定情報処理機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
〔施行済〕

(本人確認情報の安全確保)
第三十条の二十九 都道府県知事又は指定情報処理機関が第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等を行うに当たつては、当該都道府県知事又は指定情報処理機関は、当該本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、都道府県知事又は指定情報処理機関から第三十条の五第一項又は第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
〔三年内政令日〕

(本人確認情報の利用及び提供の制限)
第三十条の三十 都道府県知事は、第三十条の七第三項から第六項まで、第三十条の八第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項の規定により保存期間に係る本人確認情報を利用し、又は提供する場合を除き、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。

2 指定情報処理機関は、第三十条の十一第一項の規定により第三十条の七第三項から第六項まで又は第三十七条第二項の規定する委任都道府県知事の事務を行う場合を除き、第三十条の十一第一項の規定による通知に係る本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。
〔三年内政令日〕

(本人確認情報の電子計算機処理等に従事する市町村又は都道府県の職員等の秘密保持義務)
第三十条の三十一 本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であつた者は、その事務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長又は都道府県知事から本人確認情報又は第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。
〔施行済〕

(受領者等による本人確認情報の安全確保)
第三十条の三十三 第三十条の六、第三十条の七第三項から第六項まで又は第三十条の八第二項の規定により本人確認情報の提供を受けた市町村長その他の市町村の執行機関若しくは都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人(以下「受領者」という。)がこれらの規定により提供を受けた本人確認情報(以下「受領した本人確認情報」という。)の電子計算機処理等を行うに当たつては、当該市町村長その他の市町村の執行機関若しくは当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関又は当該国の機関の長若しくは法人は、受領した本人確認情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
〔三年内政令日〕

2 前項の規定は、受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。
〔三年内政令日〕

(受領者の本人確認情報の利用及び提供の制限)

第三十条の三十四 受領者は、その者が処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に關し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。(↓三年内政令日)

(本人確認情報の電子計算機処理等に從事する受領者の職員等の秘密保持義務)

第三十条の三十五 第三十条の六、第三十条の七第四項から第六項まで又は第三十条の八第二項の規定により市町村長その他の市町村の執行機関又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に關する事務に從事する市町村又は都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に關して知り得た本人確認情報に關する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に關する秘密を漏らしてはならない。

2 第三十条の七第三項の規定により別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が提供を受けた本人確認情報の電子計算機処理等に關する事務に從事する同欄に掲げる国の機関の職員若しくは職員であつた者又は同欄に掲げる法人の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者は、その事務に關して知り得た本人確認情報に關する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に關する秘密を漏らしてはならない。

3 受領者から受領した本人確認情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に關して知り得た本人確認情報に關する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に關する秘密を漏らしてはならない。(↓三年内政令日)

(自己の本人確認情報の開示)

第三十条の三十七 何人も、都道府県知事又は指定情報処理機関に対し、第三十条の五第三項又は第三十条の十一第三項の規定により磁気ディスクに記録されている自己に係る本人確認情報について、書面により、その開示(自己に係る本人確認情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 都道府県知事又は指定情報処理機関は、前項の開示の請求(以下この項及び次条第一項において「開示請求」という。)があつたときは、開示請求をした者(以下この項及び次条第二項において「開示請求者」という。)に対し、書面により、当該開示請求に係る本人確認情報について開示をしなければならぬ。ただし、開示請求者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。(↓三年内政令日)

(自己の本人確認情報の訂正)

第三十条の四十 都道府県知事又は指定情報処理機関は、第三十条の三十七第二項の規定により開示を受けた者から、書面により、開示に係る本人確認情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出があつたときは、遅滞なく調査を行い、その結果を当該申出をした者に対し、書面で通知するものとする。(↓三年内政令日)

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の四十三 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関、指定情報処理機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人(以下この条において「市町村長等」という。)以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース(第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。)であつて、当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止すべきことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。(二年以内政令の日)

第四十二条 第三十条の十七第一項若しくは第二項、第三十条の三十一第一項若しくは第二項又は第三十条の三十五第一項から第三項までの規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十条の四十三第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(施行日)平成一四年八月一七日を超えない範囲内において政令で定める日。

別表第一(第三十条の七関係)

<p>提供を受ける国の機関又は法人</p>	<p>事務</p>	<p>恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>総務省</p>	<p>執行官法(昭和四十一年法律第百一十一号)附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の七第二項に規定する指定試験機関</p>
<p>総務省</p>	<p>国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関</p>
<p>地方公務員共済組合</p>	<p>地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十号)又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関</p>
<p>地方議会議員共済会</p>	<p>地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関</p>
<p>地方公務員共済組合連合会</p>	<p>介護保険法による同法第百三十四条第三項(同法第百三十七条第六項及び第百三十八条第四項)において準用する場合を含む。)若しくは第百三十八条第六項(同法第百三十八条第二項、第百四十条第三項及び第百四十一条第二項)において準用する場合を含む。)の通知の經由又は同法第百三十七条第二項(同法第百四十三条第三項)において準用する場合を含む。)の特別徴収に係る納入金の納入の經由に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関</p>
<p>地方公務員災害補償基金</p>	<p>地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関</p>
<p>電波法</p>	<p>電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)による無線局の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関</p>
<p>文部科学省又は技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第十一條第一項に規定する指定試験機関</p>	<p>文部科学省又は技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第十一條第一項に規定する指定試験機関</p>	<p>消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関</p>
<p>文部科学省又は技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第十一條第一項に規定する指定試験機関</p>	<p>技術士法による技術士又は技術士補の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関</p>
<p>厚生労働省</p>	<p>労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)による同法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関</p>
<p>厚生労働省又は労働安全衛生法(昭和五十五年法律第七十五号)第二項に規定する指定試験機関</p>	<p>労働安全衛生法による同法第七十五条第二項に規定する免許試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関</p>
<p>厚生労働省又は作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第三十二条の第二項に規定する指定試験機関</p>	<p>作業環境測定法による作業環境測定士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関</p>
<p>厚生労働省</p>	<p>労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による業務災害に関する保険給付若しくは通勤災害に関する保険給付の支給又は労働福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関</p>
<p>厚生労働省</p>	<p>賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)による同法第七条の労働基準監督署長の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関</p>
<p>厚生労働省</p>	<p>雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)による職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関</p>

厚生労働省	雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
厚生労働省又は雇用・能力開発機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
厚生労働省	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
厚生労働省	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
農林漁業団体職員 共済組合	農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省	建設業法(昭和二十四年法律第百号)による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省又は建設業法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関	建設業法による技術検定の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省又は建設業法第二十七条の十九第一項に規定する指定資格者証交付機関	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

国土交通省	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)による浄化槽設備士免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)による宅地建物取引業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省	旅行業法(昭和二十七年法律第百二十九号)による旅行業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省又は旅行業法第二十二條の二第二項に規定する旅行業協会	旅行業法による旅行業務取扱主任者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省又は地域伝統芸能等を活用した地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)第十二條第一項に規定する指定認定機関	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)第十二條第一項に規定する指定認定機関
国土交通省又は国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第百七十九号)第十九條第一項に規定する指定登録機関	国際観光ホテル整備法によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

国土交通省	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)による不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省	建築士法(昭和二十五年法律第百二二号)による一級建築士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
国土交通省	航空法(昭和二十七年法律第百三十一号)による航空機の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
気象庁	気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)による気象予報士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
人事院若しくは国家公務員災害補償法(防衛省)の職員に給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)において準用する(号)第三條第一項に規定する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	国家公務員災害補償法(防衛省)の職員に給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)において準用する(号)第三條第一項に規定する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第二(第三十条の七関係)

市町村長	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事務
選挙管理委員会	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の公職選挙法第四十九条の規定による投票を行わせることに関する事務であつて総務省令で定めるもの	
市町村長	消防組織法(昭和二十二年法律第百二十六号)による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)第四條第三項の政令で定める市(特別区を含む)の長	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)第四條第三項の政令で定める市(特別区を含む)の長	

別表第二(第三十条の七関係)

都道府県知事	提供を受ける他の都道府県の執行機関	事務
都道府県知事	風給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
都道府県知事	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
都道府県知事	職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第六十四條第二項の政令で定めるものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
都道府県知事	建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
都道府県知事	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
都道府県知事	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
都道府県知事	旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

都道府県知事	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四(第三十条の七関係)

市町村長	提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関	事務
市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四條第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
市町村長	消防組織法による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
市町村長	公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

別表第五(第三十条の八関係)

- 一 恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)による一般旅券の渡航先の追加、一般旅券の記載事項の訂正又は一般旅券の査証欄の増補に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第六十四条第二項の政令で定めるものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 五 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百二十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和二十九年法律第二百二十四号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八 浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十 旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十一 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)による通訳案内業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十二 建築士法による二級建築士若しくは木造建築士の免許、一級建築士の住所等の届出の經由又は建築士事務所登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十三 公害健康被害の補償等に関する法律による指定疾病に係る認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

山口県本人確認情報保護審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九第三項の規定に基づき、山口県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密保持義務)

第六条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、地域振興部において処理する。

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成十四年八月五日から施行する。

○住民基本台帳法

(昭和四十二年七月二十五日)
法律第八十一号

(都道府県の審議会の設置)

第三十条の九 都道府県に、第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会(以下「都道府県の審議会」という。)を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができらる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。

(住民票コードの利用制限等)

第三十条の四十三 市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関、指定情報処理機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人(以下この条において「市町村長等」という。)以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に關し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約(以下この項において「契約」という。)の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース(第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に關する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。)であつて、当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

4 都道府県知事は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止すべきことを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、都道府県の審議会の意見を聴いて、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

は、当該法定代理人に係る前号の書類及び戸籍謄本その他その資格を証明する書類

(開示の実施)

第四条 法第三十条の三十七第二項の規定による本人確認情報の開示は、知事が指定する日時及び場所において行う。

(自己の本人確認情報の訂正の申出)

第五条 法第三十条の四十の書面は、本人確認情報訂正申出書(別記第三号様式)によらなければならない。

2 第三条第二項の規定は、法第三十条の四十の規定による申出をしようとする者について準用する。

(身分証明書の様式)

第六条 法第三十四条の二第二項の身分を示す証明書は、別記第四号様式による。

附 則

この規則は、平成十四年八月五日から施行する。

住民基本台帳法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）の施行について、住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）及び住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書の様式)

第二条 法第三十条の二十三第三項の身分を示す証明書は、別記第一号様式による。

(自己の本人確認情報の開示の請求)

第三条 法第三十条の三十七第一項の書面は、本人確認情報開示請求書（別記第二号様式）によらなければならない。

2 法第三十条の三十七第一項の規定による請求をしようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出し、又は提示しなければならない。

- 一 本人が請求する場合にあつては、運転免許証若しくは旅券又はこれらに類する書類
- 二 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わつて請求する場合にあつて

別記

第1号様式（第2条関係）

（表）

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職 氏 名
上記の者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の23第2項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。
年 月 日発行
山口県知事 

（裏）

住民基本台帳法抜粋
（報告及び立入検査）
第30条の23（第1項省略）
2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
（第4項省略）

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

本人確認情報開示請求書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
請求者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり本人確認情報の開示を受けたいので、住民基本台帳法第30条の37第1項の規定により請求します。

記

請求者の区分	本人 ・ 法定代理人
本人の氏名	
本人の住所	(電話 局 番)
本人の区分	未成年者 ・ 成年被後見人
本人の生年月日	年 月 日
本人の性別	男 ・ 女

注 「本人の氏名」欄、「本人の住所」欄及び「本人の区分」欄は、請求者が法定代理人の場合にのみ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

本人確認情報訂正申出書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申出者 住 所
氏 名
(電話 局 番)

下記のとおり本人確認情報の訂正、追加又は削除をされるよう、住民基本台帳法第30条の40の規定により申し出ます。

記

訂正、追加又は削除の内容	
申出者の区分	本人 ・ 法定代理人
本人の氏名	
本人の住所	(電話 局 番)
本人の区分	未成年者 ・ 成年被後見人
本人の生年月日	年 月 日
本人の性別	男 ・ 女

注 「本人の氏名」欄、「本人の住所」欄及び「本人の区分」欄は、申出者が法定代理人の場合にのみ記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

（表）

第 号
身 分 証 明 書
所 属
職 氏 名
上記の者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条の2第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。
年 月 日発行
山口県知事 

（裏）

住民基本台帳法抜粋
（報告及び検査）
第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
（第3項省略）

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

山口県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要綱は、住民基本台帳ネットワークシステム・山口県ネットワークの運用及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステム・山口県ネットワーク（以下「住民基本台帳ネットワークシステム」という。） 県内の市町村長、県知事及び指定情報処理機関の使用に係る電子計算機、端末機、電気通信関係装置（ファイアウォールを含む。以下同じ。）、電気通信回線、プログラム等により構成され、市町村長が本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）を県知事に通知し、県知事が本人確認情報を指定情報処理機関（法第30条の10第1項に規定する指定情報処理機関をいう。以下同じ。）に通知し、並びに県知事及び指定情報処理機関が本人確認情報の記録、保存及び提供を行うためのシステム
- (2) セキュリティ 住民基本台帳ネットワークシステムの正確性、機密性及び継続性の維持を図ることを目的とした行為
- (3) サーバ 市町村から本人確認情報の通知及び転出確定通知を受け、本人確認情報の記録、保存及び提供を行い、指定情報処理機関に本人確認情報の通知を行うための県知事の使用に係る電子計算機
- (4) ファイアウォール 住民基本台帳ネットワークシステムにおいて不正な侵入を防御する電子計算機
- (5) 業務端末システム 県において本人確認情報を検索する際に使用する電子計算機、ICカードリーダーライタ及びプリンタ
- (6) 操作者用ICカード サーバ又は業務端末システムを動作させる際に操作者を識別し、操作することができる機能を制限するカード
- (7) プログラム 電子計算機を機能させて住民基本台帳ネットワークシステムを動作させるための命令を組み合わせたもの
- (8) 電子計算機室 電子計算機及び電気通信関係装置を設置する室
- (9) ドキュメント 住民基本台帳ネットワークシステムの設計及び運用に関する記録及び文書
- (10) 磁気ディスク等保管室 磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を各日に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）及びドキュメントを保管する室

（セキュリティ統括責任者）

第3条 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策を総合的に実施するため、セキュリティ統括責任者を置く。

2 セキュリティ統括責任者は、地域振興部長をもって充てる。

3 セキュリティ統括責任者は、第6条第1項に定めるセキュリティ会議を招集するとともに、議長を務める。

(システム管理者)

第4条 住民基本台帳ネットワークシステムの適切な管理を行うため、システム管理者を置く。

2 システム管理者は、市町村課長をもって充てる。

(セキュリティ責任者)

第5条 住民基本台帳ネットワークシステムを利用する部署においてセキュリティ対策を実施するため、セキュリティ責任者を置く。

2 セキュリティ責任者は、本人確認情報の電子計算機処理等(法第30条の17第2項に掲げるものをいう。以下同じ。)に関する事務に従事する職員の所属する部署の所属長をもって充てる。

(セキュリティ会議)

第6条 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関し、連絡調整を行う場としてセキュリティ会議を置く。

2 セキュリティ会議は、セキュリティ統括責任者、システム管理者及び情報企画課長によって組織する。

3 セキュリティ統括責任者は、必要に応じて、前項のセキュリティ会議にセキュリティ責任者を参加させるものとする。

4 セキュリティ会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の決定及び見直し
- (2) 前号のセキュリティ対策の遵守状況の確認
- (3) セキュリティ監査の実施
- (4) 研修の実施

5 議長は、前項のうち重要と認められる事項を審議するときは、山口県本人確認情報保護審議会の意見を聴くものとする。

6 議長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

7 セキュリティ会議の庶務は、地域振興部市町村課において処理する。

(関係部署に対する指示等)

第7条 セキュリティ統括責任者は、セキュリティ会議の結果を踏まえ、セキュリティ責任者及び関係部署の長に対し指示又は要請することができる。

(電子計算機室及び磁気ディスク等保管室の入退室管理)

第8条 電子計算機室及び磁気ディスク等保管室への入退室については、情報企画課長が事前に許可した者についてのみ、これを行うことができる。

2 情報企画課長は電子計算機室及び磁気ディスク等保管室の入退室管理を行うほか、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティを確保するため、入退室の管理に関し、必要な措置をとらなければならない。

(指示)

第9条 セキュリティ統括責任者は、電子計算機室及び磁気ディスク等保管室への適切な

入退室管理が行われているかどうか、システム管理者等から報告を求め、調査を行い、必要な指示を行うものとする。

(アクセス管理)

第10条 システム管理者は、次号に掲げる住民基本台帳ネットワークシステムの構成機器について、電子計算機を動作させ、本人確認情報を検索するに当たっての管理（以下「アクセス管理」という）を行うものとする。

(1) サーバ

(2) 業務端末システム

2 前項のアクセス管理は、操作者用 I Cカード及びパスワードにより操作者の正当な権限を確認すること及び操作履歴を記録することにより行うものとする。

(操作者用 I Cカード)

第11条 システム管理者は、操作者用 I Cカード及びパスワードに関し、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 操作者用 I Cカード及びパスワードの管理について必要な事項を定めること

(2) 操作者用 I Cカードを貸与する者について、セキュリティ責任者と協議して定めること

(3) 操作者用 I Cカード管理簿を作成すること

(操作者の責務)

第12条 業務端末システムにより本人確認情報を検索する者は、前条第1号により定める事項を遵守しなければならない。

(操作履歴の記録及び解析)

第13条 システム管理者は、電子計算機の操作履歴について、7年前まで遡って解析できるよう、保管するものとする。

2 システム管理者は、定期的に前項の操作履歴を解析し、住民基本台帳ネットワークシステムの適正な利用を確保しなければならない。

(情報資産の管理)

第14条 システム管理者は、住民基本台帳ネットワークシステムにおける次の各号に掲げる情報資産を管理するものとする。

(1) 本人確認情報

(2) 電子計算機（業務端末システムを含む）及び電気通信関係装置

(3) プログラム及びドキュメント

(4) 磁気ディスク

(5) 電気通信回線（やまぐち情報スーパーネットワークに係る部分を除く）

2 システム管理者は、前項第1号に掲げる本人確認情報を取り扱うことができる者を指定するとともに、前項各号に掲げる情報資産の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(業務の委託)

第15条 本人確認情報の電子計算機処理事務を外部に委託しようとする場合においては、「個人情報取扱い事務の委託基準（平成14年2月27日付け情報企画第588号。以下「委託基準」という。）」に則り実施しなければならない。

2 システム管理者は、前項により委託を実施しようとする場合においては、あらかじめ、委託を受けようとする者が、委託基準を満たすものであるかについて調査するものとする。

(外部委託の承認)

第16条 システム管理者は、前条の規定により、本人確認情報の電子計算機処理事務を外部に委託しようとする場合においては、委託する事務の内容、理由及び本人確認情報等（本人確認情報（本人確認情報が記録されたサーバから出力された帳票及び磁気ディスクを含む）、プログラム及びドキュメントをいう。以下同じ。）の保護に関する事項等について、あらかじめ、セキュリティ会議の意見を聴いた上で、セキュリティ統括責任者の承認を受けなければならない。

(委託契約書への記載事項)

第17条 外部委託に係る契約書には、情報の保護に関し、委託基準に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 再委託の制限に関する事項
- (2) 本人確認情報等の保管、返還又は廃棄に関する事項
- (3) 本人確認情報等の目的外使用の禁止、複製及び複写並びに第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) 本人確認情報等の秘密保持に関する事項
- (5) 事故等の報告に関する事項

(受託者の管理状況の調査)

第18条 システム管理者は、必要に応じ、受託者における当該委託事務に係るセキュリティ対策の実施状況について調査するものとする。

(施行期日)

第19条 この要綱は、平成14年8月5日から施行する。

操作者用 I Cカード及びパスワードの取扱いに関する基準（抜粋）

（趣旨）

第1条 この基準は、山口県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱第11条第1号の規定に基づき、操作者用 I Cカード及びパスワードの管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（操作者用 I Cカードの取扱い）

第2条 システム管理者（運用管理要綱第4条に定めるシステム管理者をいう。以下同じ。）は、セキュリティ責任者（運用管理要綱第5条に定めるセキュリティ責任者をいう。以下同じ。）からの申請に基づき、別表（略）の「カード種別」欄に掲げる操作者用 I Cカードを本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務（法第30条の17第2項に掲げるものをいう。以下同じ。）に従事する職員に対して貸与するものとし、その貸与状況をセキュリティ責任者へ通知するものとする。

2 前項の規定により操作者用 I Cカードの貸与を受けた職員（以下「操作者」という）は、貸与を受けた操作者用 I Cカードを他者へ貸与し、又は住民基本台帳ネットワークシステム以外の用途に利用してはならない。

3 操作者は、操作者用 I Cカードを紛失し、盗難されることのないよう、適切に管理するものとする。

4 操作者は、操作者用 I Cカードを紛失し、盗難された場合は、直ちにセキュリティ責任者に報告しなければならない。

5 セキュリティ責任者は、前項の報告を受けた場合には、速やかにシステム管理者に報告するものとする。

6 システム管理者は、前項の報告を受けた場合には、速やかに当該操作者用 I Cカードの失効の手続を行うものとする。

7 操作者は、退職し又は人事異動等により本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事しないこととなった場合は、操作者用 I Cカードをセキュリティ責任者を經由してシステム管理者に返納しなければならない。

（パスワードの取扱い）

第3条 操作者用 I Cカードのパスワードは、住民基本台帳法第30条の31第1項に規定された秘密にすべき事項に該当するものである所以他者に告知してはならない。

2 システム管理者は、操作者用 I Cカードに係るパスワードの有効期間を設けるものとする。

3 操作者は、パスワードについて、他者への漏えいを防止する手段を講ずるとともに、他者が知り得る状態に置いてはならない。

4 操作者は、パスワードを定期的又は必要に応じて随時に更新するものとする。

（その他）

第4条 この基準の施行について必要な様式については、市町村課長が別に定める。

(5) 数量

- 2 システム管理者は、前項に掲げる帳票を施錠が可能な保管庫に保管し、紛失及び盗難を防止するための措置を講じるものとする。
- 3 システム管理者は、前項に掲げる帳票を廃棄する場合においては、シュレッダー等により裁断する等の措置を講ずるものとする。

(プログラム等の取扱い)

第6条 システム管理者は、住民基本台帳ネットワークシステムに関するプログラム及びドキュメント並びに本人確認情報が記録された磁気ディスクを施錠が可能な保管庫に保管し、紛失及び盗難を防止するための措置を講じるものとする。

- 2 システム管理者は、前項に掲げるプログラム及び本人確認情報が記録された磁気ディスク（以下「磁気ディスク等」という）を廃棄する場合においては、当該磁気ディスク等に記録されている情報が判別できないよう所要の措置を講じるものとする。
- 3 システム管理者は、第1項に掲げるドキュメントを廃棄する場合においては、シュレッダー等により裁断する等の措置を講ずるものとする。

(業務端末システムの取扱い)

第7条 業務端末システムが設置されている部署の所属長は、業務端末システムの保守管理及び設置環境の整備並びに障害発生時において必要な措置を講じるものとする。

(業務端末機の使用状況の記録)

第8条 業務端末システムが設置されている部署の所属長は、業務端末機ごとにその使用簿を備え置かなければならない。

- 2 第2条第1号及び第2号の職員は、業務端末機を使用する都度、前項の使用簿に使用状況を記録しなければならない。

(業務端末機の外部ネットワークへの接続制限)

第9条 業務端末機は、住民基本台帳ネットワークシステム・山口県ネットワーク以外のネットワークに接続してはならない。

(業務端末システムの運用)

第10条 業務端末システムの運用時間は、山口県の休日に関する条例に定める県の休日及び住民基本台帳ネットワークシステムの保守作業等のため市町村課長が別に定める日を除き、月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までとする。

(業務端末システムの障害発生時の措置)

第11条 セキュリティ責任者は、業務端末システムを構成する機器及びプログラムに障害が発生し、本人確認情報の電算処理業務に支障が生じるおそれがあると認めるときは、速やかにシステム管理者に報告するものとする。

- 2 セキュリティ責任者は、システム管理者からサーバの障害等の連絡を受けた場合は、業務端末システムの使用制限等の措置を講ずるものとする。

(情報資産管理台帳等の整備)

第12条 システム管理者は、次の各号に掲げる台帳等を整備するものとする。

- 1 システム構成表
- 2 機器管理台帳
- 3 ソフトウェア管理台帳

情報資産の取扱いに関する基準（抜粋）

（趣旨）

第1条 この基準は、山口県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱（以下「運用管理要綱」という。）第14条第2項に規定する情報資産の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（本人確認情報を取り扱うことができる者）

第2条 住民基本台帳法第30条の5第1項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）は次の者に限り、取り扱うことができる。

（1号から3号、略）

（本人確認情報等に関する秘密保持義務）

第3条 次の各号に掲げるものは住民基本台帳法第30条の31第1項の秘密保持義務の対象となるものであるので、その取扱いについて留意しなければならない。

- (1) 本人確認情報
- (2) 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティに関する技術情報
- (3) 操作者用 IC カードのパスワード
- (4) 住民基本台帳ネットワークシステムの具体的な運用方法に関する情報
- (5) 運用手引書

（本人確認情報を取扱うに当たっての留意事項）

第4条 本人確認情報を取り扱うに当たっては、次の各号について留意しなければならない。

- (1) 本人確認情報の検索は、業務上必要な場合に限り行うこと
- (2) 本人確認情報画面表示する場合には、業務上必要のない本人確認情報を表示しないこと
- (3) 業務端末システムから離れる際には、スクリーンセーバー機能を活用し、長時間にわたり本人確認情報を表示したままの状態にしないこと
- (4) 表示された本人確認情報が、来庁者から見えない位置に業務端末機を設置すること
- (5) 本人確認情報を表示した画面のハードコピーは、業務上必要な場合に限り取得又は出力すること
- (6) 本人確認情報の出力は、業務上必要な場合に限り行うこと
- (7) 前号により出力した帳票は、適正に管理し、本人確認情報が出力された帳票を廃棄する場合には、シュレッダー等により裁断する等の措置を講ずること

（本人確認情報の記録された電子計算機において出力される帳票の取扱い）

第5条 システム管理者（運用管理要綱第4条に定めるシステム管理者をいう。以下同じ。）は、サーバにおいて出力される本人確認情報が記録された帳票について、以下の事項を記録するものとする。

- (1) 出力帳票の種類
- (2) 出力年月日
- (3) 使用目的
- (4) 申請者

4 ネットワーク設定表

(その他)

第13条 この基準の施行について必要な様式については、市町村課長が別に定める。

参考資料6

住民基本台帳ネットワークシステム・山口県ネットワーク緊急時対応計画(抜粋)

住民基本台帳ネットワークシステム・山口県ネットワーク(以下「住民基本台帳ネットワークシステム」という。)を構成する電子計算機、電気通信関係装置、プログラム及び電気通信回線(以下「電気通信関係装置等」)の障害により県民サービスが停止し、又は停止するおそれがある場合及び不正行為により本人確認情報に脅威を及ぼす恐れがある場合(以下「緊急時」という。)に、被害を未然に防ぎ、又は被害の拡大を防止し早急な復旧を図るため、次のとおり緊急時の対応計画を定める。

第1 総則

1 定義

住民基本台帳ネットワークシステムにおける緊急時とは以下の事象を指すものとする。

障害	住民基本台帳ネットワークシステムを構成する電気通信関係装置等が正常に機能しなくなる事
不正行為	住民基本台帳ネットワークシステムの目的外使用及びその運用を阻害する行為等、本人確認情報に脅威を及ぼす恐れがある場合

2 緊急時連絡網

緊急時の初動対応を円滑に行うため、住民基本台帳ネットワークシステム全国センター(以下「全国センター」という。)、山口県及び市町村の緊急時連絡網を整備する。

第2 障害への対応

1 障害の発見

- (1) 地域振興部市町村課において住民基本台帳ネットワークシステムの事務を所掌する職員(以下「システム担当者」という。)又は山口県が住民基本台帳ネットワークシステムの運用保守を委託した事業者(以下「運用保守事業者」という。)は、住民基本台帳ネットワークシステム運用中は常に電気通信関係装置等を監視し、次に掲げる状態が発生したときには障害としての対処を行うものとする。

サーバのコンソールに異常を示す履歴又はメッセージが表示されたとき
サーバに異常を示すランプが点灯したとき
監視装置に障害検知の表示がされたとき
業務端末システムを使用する職員から業務端末機の異常を知らせる連絡があったとき
市町村又は住民基本台帳ネットワークシステム全国センターからサーバ又は山口県ネットワークの異常を知らせる連絡があったとき

- (2) 業務端末システムを使用する職員は、業務端末システムを運用中に、次のような状態が発生した場合においては、障害としての対処を行うものとする。

業務端末機に異常を示すメッセージが表示されたとき

業務端末機が正常に起動又は動作しないとき

2 障害時の連絡

- (1) システム担当者又は運用保守事業者が障害を発見したときは、直ちにシステム管理者に状況を報告するとともに、必要に応じ通信事業者又は保守業者等に連絡を行う。

なお、システム管理者は、異常により住民基本台帳ネットワークシステムの運用が不可能な場合は、直ちに全国センター及び関係する県の機関、市町村に障害発生及び復旧見込みについて連絡する。

- (2) 業務端末システムを運用する職員が異常を発見したときは、業務端末機の再起動等の軽易な対応を行った上で障害が復旧しない場合は、システム担当者に連絡する。

その場合、次の事項について可能な限り把握を行い連絡するものとする。

ア 障害発生個所

イ 電源投入又は起動の可否

ウ 画面に表示されているメッセージ等

エ 操作及び直前に行った操作内容

オ 障害メッセージ画面(業務端末画面)の状態

3 障害状況の把握

システム担当者及び運用保守事業者は、障害発生の連絡を受けたときは、直ちに原因を調査し、障害発生箇所、その状況、程度及び復旧見込時間等をシステム管理者に報告する。

なお、障害発生箇所が次の場合(略)は、各担当部署又は事業者の原因の調査及び復旧対応等を依頼する。

4 重大障害発生時の措置

- (1) システム管理者は、住民基本台帳ネットワークシステムが正常に動作せず、市町村の住民基本台帳ネットワークシステムの運用又は県の住民基本台帳ネットワークシステム利用部署の業務への影響度を把握したうえで極めて重大な障害で長期間に渡りシステムを停止する必要があると判断したときは、県民サービスへの影響や広報の必要性が生じる可能性が高いことを踏まえ、山口県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要綱において規定するセキュリティ統括責任者に報告し、指示を仰ぐ。

- (2) セキュリティ統括責任者は、セキュリティ会議の招集、システムの停止(一部切り離し又は一部停止を含む。)、住民への対応及び広報等の重要事項について指示を行う。

5 保守作業の実施

システム管理者は、必要に応じ、運用保守事業者等に、電気通信関係装置等の修理、修復及び交換を指示するものとする。

6 運用の再開

システム管理者は、障害復旧後、直ちに住民基本台帳ネットワークシステムの運用を再開す

る。

ただし、本人確認情報に影響する障害であった場合は、本人確認情報の整合性について、全国センター及び市町村と連携の上、確認を行い、所要の修正を実施した後に、運用を再開するものとする。

第3 不正行為への対応

1 不正行為の脅威度

住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティを侵犯する不正行為の脅威度について、次に掲げるとおり区分する。

脅威度	事象	具体的な事例
レベル1	本人確認情報に脅威を及ぼすおそれのない事象	住基ネットに直接関係のない備品のある場所への無権限者の侵入
レベル2	本人確認情報に脅威を及ぼすおそれの低い事象	・住基ネットに関係があるが、本人確認情報が記録されていない磁気ディスク、本人確認情報の保護とは関係がないソフトウェア、ドキュメント等のある場所への無権限者の侵入 ・ファイアウォールを通過しなかった不正アクセス ・ウィルス対策ソフトによる、コンピュータウィルス等の検出
レベル3	本人確認情報に脅威を及ぼすおそれの高い事象	本人確認情報が記録されている磁気ディスク、本人確認情報を保護するうえで重要なソフトウェア、ドキュメント等のある場所への無権限者の侵入 ・ファイアウォールを通過した不正アクセス ・業務端末システム等の不審な操作の検出 ・コンピュータウィルス等の侵入によるシステムの異常動作 ・本人確認情報保護に関する重大な脆弱性の発見

2 システム管理者等の責務

- (1) システム管理者は、不正行為に係る情報を集約し、原因の解明及び対応策の実施等を行う。
- (2) 住民基本台帳ネットワークシステム利用部署等において、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティを侵犯する行為を発見した場合又は全国センター又は他の地方公共団体からセキュリティを侵犯する不正行為に係る通報がなされた場合等において、システム管理者は、状況を把握するため、次の対応を行う。
 - ア 不正行為に係る情報については、システム担当者を経由して、システム管理者に集約する。
 - イ 運用保守事業者に指示し、必要な場合はその協力を得て、事象の調査・分析を行う。
 - ウ 不正行為の脅威度がレベル2又は3に該当する可能性が高い場合、全国センターに通報し、全国センターにおいても状況把握を行うよう要請する。また、必要に応じて、関係す

る市町村の住民基本台帳ネットワークシステム担当部署に通報する。

3 緊急対応策の実施

システム管理者は、把握した状況等を基に、次のとおり運用監視の強化等の緊急措置を実施する。

- (1) 緊急措置の実施にあたっては、別表(略)に掲げる基準に従い、全国センター、関係する市町村の住民基本台帳ネットワークシステム担当部署及び運用保守事業者と協同して実施するものとする。
- (2) 不正行為の脅威度がレベル3に該当する可能性が高い場合は、必要に応じて、システムの停止(一部切り離し、一部停止を含む。)等の緊急措置を行う。
- (3) 全国センター及び他の地方公共団体等が緊急措置を講ずる必要がある場合は、当該団体に緊急措置の実施を要請する。

4 不正行為の脅威度の判定

システム管理者は、全国センター、関係する市町村の住民基本台帳ネットワークシステム担当部署及び運用保守事業者と協同して、当該事象の脅威度の判定を行った上で、その結果に応じて、次のとおり緊急対応策等を行う。

(1) レベル1の場合

庁舎管理部門への報告を行い、事後の措置を要請する。また、必要に応じてセキュリティ統括責任者に報告を行う。

(2) レベル2又は3の場合

庁舎内への不正侵入にあつては、直ちに庁舎管理部門へ通報し、事後の措置を要請する。また、技術的な事項については、早急に原因の解明を行い、対応策を実施する。

5 重大不正行為発生時(レベル3の不正行為発生時)の措置

- (1) システム責任者は、不正行為の脅威度がレベル3に該当する場合には、住民サービスへの影響や広報の必要性が生じるなど、全庁的な対応が求められることから、至急、セキュリティ統括責任者に報告を行う。
- (2) セキュリティ統括責任者は、セキュリティ会議の招集、システムの停止(一部切り離し又は一部停止を含む。)並びに住民への対応及び広報等の重要事項について指示を行う。

6 原因の解明

システム管理者は、必要に応じて、全国センター又は関係する市町村の住民基本台帳ネットワークシステム担当部署、運用保守事業者と協同して、収集した操作履歴又は通信履歴等により、不正行為の原因を解明するものとする。

7 緊急措置の見直し及び恒久対策の立案等

システム管理者は、解明した原因等に基づき、次の対応を行うものとする。

- (1) 既に実施した緊急措置を見直し、必要に応じてシステム復旧等を行うこと
- (2) 恒久対策の立案を行うとともに、セキュリティ総括責任者に報告を行うこと
- (3) 全国センター、関係する市町村の住民基本台帳ネットワークシステム担当部署等に連絡すること